

厚生労働省・生活衛生局
食品基準審査課
新開発食品保健対策室 御中

2019年7月23日
京都生活協同組合
大島芳和

「ゲノム編集技術応用食品等の食品衛生上の取扱要領（案）」及び「届出に係る留意事項（案）」への意見

日本においても、ゲノム編集技術を用いて、新しい農水畜産物の研究が進んでいます。近い将来、国内で生産される商品はもちろん、海外で生産されるこうした食品が流通、販売、消費されると考えられます。メディアにおいてもゲノム編集食品が、今夏にも流通されるという報道があるなか、消費者のこれら食品に対する関心の高まりと同時に不安の声もあがっています。

今回、ゲノム編集技術を活用した食品についての、「事前届出に関する取扱要領（案）」に対して以下の意見を申し述べます。

①消費者の知る権利を保障してください

消費者がゲノム編集食品を選択できる環境を整える必要があります。このため、届出が正確に行われるよう、実効性のある届出制度を構築するよう求めます。また、ゲノム編集技術応用食品を利用して製造加工された食品については、「届出は要しない」となっています。しかし、上記の食品にゲノム編集原料が使用されたことが消費者に分かるためには、トレース情報が下流に正確に伝わるのが必須となります。消費者の知る権利を保障するために、当該食品の流通に関するトレースの義務化などについても検討してください。

②輸入食品についても、ゲノム編集食品情報を公開するような施策をとってください

輸入食品についても手続きは同様とありますが、国によってはゲノム編集食品の規制内容について検討中のところもあります。こうした情報を正確に整理したうえで、ゲノム編集輸入食品への対応をとるべきです。場合によっては、消費者が知らない間にゲノム編集食品を喫食している可能性も否定できません。輸入食品については特に、監視体制を強化すべきです。

③後代交配種などの情報を消費者に伝わるしくみづくりが必要で

厚生労働省へ届出を行った旨の公表がなされた同種同士又は従来品種との後代交配種や厚生労働省へ届出を行った旨の公表がなされた品種と安全性審査が終了した組換えDNA技術を利用して得られた生物との後代交配種については、届出不要とな

っています。これでは、当該食品が販売された時、消費者は食品を選択して購入することができなくなります。こうした食品が市中に出回る場合については、ゲノム編集食品であるトレース情報が下流に正確に伝わることが必須です。消費者の知る権利を保障するために、当該食品の流通に関するトレースの義務化などについても検討してください。

④全国規模でのリスクコミュニケーションをすみやかに設定してください

現在、行政によるリスクコミュニケーションが進められていますが、一部の大都市でしか開催されていません。しかし、ゲノム編集食品は消費者の多くの人が関心を持っている事象です。「不正確な不安な情報」は消費者、国民の中に沈殿しやすいものです。今夏にも当該食品が流通されるとの報道もあることから、すみやかに全国規模での意見交換を進める必要があります。

⑤分かりやすい情報を発信してください

ゲノム編集は専門的な内容であるため、理解することが難しい分野と考えます。今回の届出制度に関する分かりやすい情報開示はもちろん、ゲノム編集についての分かりやすい情報や学習用の資料を、ホームページ等で提供していただくことで、消費者、国民の中に正確な理解がすすむよう最大限の努力をお願いします。

以上